

看護と法

船山 泰範

日本大学法学部教授

「看護」と「法」という言葉を並べたら、両者の関係をどのように思われますか。看護と法は全く異なるもので、似ているところはひとつもないから、「提灯に釣鐘」ともいえない、と笑われるかもしれませんね。

たしかに、看護は人間のあたたかい気持ちの表れであり、それに対すると、法は何か冷厳なものとして感ぜられ、両者は相反するもののよう受け取られます。特に、私たちが法の運用の一場面として接する役所の窓口の応対を思い起こすと、法は人間味のない杓子定規の代表例のように思われます。また、駐車違反の取締りのために女性警察官がミニパトで回っているのを見ると、アラ捜しが警察の仕事なのかと勘繰りたくなります。

しかし、私は、看護と法は、実は似たもので、根の所でつながっていると思うのです。それは次のような理由によります。

第1に、看護も法も、援助を求めている人に手助けすることを中心的な役割としています。私は1か月間入院したことがあります。夜中に40度の高熱を發したとき、看護婦さんが何種類かの方法でてきばきと対処して下さり、そのことだけでもどんなに安心したかわかりません。法も本来、権利が侵害されたり、トラブルに巻き込まれたときに、適切な法的対処方法を指し示し、安心して社会生活を送れるようバック・アップするものでなければなりません。いざというときに市民が相談するのは弁護士ですが、今日では、被害者から加

害者まで広い範囲の人々が頼りとするようになっています。

第2に、看護も法的援助をすることも、これに携わる人が「してあげる」という気持ちであってはならない、という点で共通しています。仮に、患者の立場に立つことなく看護がなされれば患者を傷つけることは間違いなく、医療過誤にも結びつきかねません。また、依頼者の苦しみに対する気配りを欠く法的援助はトラブルを増幅させるばかりです。

第3に、看護職も弁護士などの法律専門家も常に自己研修を怠ってはならないという共通項を持っています。現在では、看護も法も、援助を求めている人の自己決定権を尊重することが大切であるとされておられ、何が自己決定権の尊重かは、時代の変化に伴い、その内容の見極めが必要になってきています。



以上の3点から明らかなように、看護と法は、ともに人間の幸福のために存在する、もっとも人間らしい営みの一部をなしているのです。したがって、両者とも、今後人々の働く分野として、ますますその重要性が認識されるべきです。法のあり方・内容については、従来、とかく男の論理が働きがちでしたが、今後は女性の視点が不可欠です。看護においても法においても、人間性に根ざした原理が働き、運用がなされるとき、車の両輪のように動きはじめるでしょう。そうなったとき、男女共生社会の促進にも結びつくはずで